

横浜みなとみらい21公式ウェブサイト 広告表現ガイドライン

制 定 平成23年7月15日 第173号

(趣旨)

第1条 横浜みなとみらい21公式ウェブサイト広告に掲載するにあたっては、その広告表現について、横浜みなとみらい21公式ウェブサイト広告掲載要綱(平成23年7月15日第173号)及び横浜みなとみらい21公式ウェブサイト広告掲載基準(平成23年7月15日第173号)に規定する事項の他、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止事項)

第2条 次の事項は、禁止とする。

- (1) 外部ファイルを取り込む処理
- (2) 外部サーバーとの通信処理
- (3) ユーザーの環境情報を取得又は更新する処理
- (4) ユーザーのクリックアクション以外の行動(個人情報の収集及びクッキーの設定を含む)を取得する処理
- (5) 外部ハード機器を必要とする処理
- (6) テキストオブジェクトに関する処理
- (7) 過度にCPU負荷を与える処理

2 次の表現を含んだテキスト広告は、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 文字、数字、句読点、記号等を文章の装飾など、本来の用途以外の目的で用いたもの
- (2) 顔文字
- (3) 語句の過剰な繰り返し
- (4) 間違っただ単語、つづり、文法
- (5) 「ここをクリック」などの行動を促す語句
- (6) テキスト広告に表示されるリンク先URLとつながる表現
- (7) リンク先内容と明らかに異なる表現

3 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン

- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（画像）

第3条 画像のスライス（分割）は、不可とする。

（F l a s h）

第3条 F l a s hを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) F l a s hを見ることができないユーザーに代替イメージを掲出すること。
- (2) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- (3) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (4) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40／100秒以上とする。
- (5) ホームページへのリンクは、クリック後のアクションに限定する。
- (6) フレームレートは、18フレーム／秒以下とする。
- (7) F l a s h P l a y e r 7のみでしか再生できないスクリプトは、使用しない。
- (8) ムービーを停止できるように、s t o pアクションを使用する。
- (9) 単純ループは、不可とする。
- (10) パブリッシュのバージョンは、F l a s h P l a y e r 6以下に設定する。
- (11) 読込・ローディング画面を使用する。

2 広告主体者を明確にするため、次の各号のいずれかを表記しなければならない。表記にあたっては、視認可能な大きさと、常時表示又はアニメーション終了後の静止画面で広告主体者が明確になるようにしなければならない。

- (1) 会社名、ブランド名、サービス名又は商品名のいずれかのロゴマーク
- (2) ロゴマークを使用しない場合は、画像に「提供 ○○○」などの広告主体者が明確になるような表記

3 a sファイルの組み込み及び音の使用は、不可とする。

（G I Fアニメ）

第4条 G I Fアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40／100秒以上とする。

2 前条第2項の規定は、G I Fアニメについて準用する。

（色調）

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

このガイドラインは、平成23年7月15日から施行する。